

**令和2年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
第2回障害者施設等部会 議事録**

1 日時：令和2年11月5日（木） 午前9時30分～午前11時38分

2 場所：千葉市役所議会棟 第3委員会室

3 出席者：

(1) 委員

鏡諭部会長、森山拓也副部会長、酒井秀大委員、印南耕次委員、栗原一雄委員

(2) 事務局

佐藤高齢障害部長、白井保健福祉総務課長、神津障害福祉サービス課長、
鴨作保健福祉総務課主査、高山障害福祉サービス課主査、米元保健福祉総務課主任主事、
今井保健福祉総務課主任主事、金澤障害福祉サービス課主任主事

4 議題：

(1) 千葉市桜木園の指定管理予定候補者の選定について

(2) 千葉市療育センターの指定管理予定候補者の選定について

(3) 千葉市大宮学園の指定管理予定候補者の選定について

5 議事の概要：

(1) 千葉市桜木園の指定管理予定候補者の選定について

応募事業者による提案説明の後、各委員による質疑応答・審査を行い、事務局より審査結果について報告をした。

【結果：全委員が全ての項目を「○」と評価したため、適格。】

(2) 千葉市療育センターの指定管理予定候補者の選定について

応募事業者による提案説明の後、各委員による質疑応答・審査を行い、事務局より審査結果について報告をした。

【結果：全委員が全ての項目を「○」と評価したため、適格。】

(3) 千葉市大宮学園の指定管理予定候補者の選定について

応募事業者による提案説明の後、各委員による質疑応答・審査を行い、事務局より審査結果について報告をした。

【結果：全委員が全ての項目を「○」と評価したため、適格。】

6 会議経過：

○鴨作保健福祉総務課主査 おはようございます。予定の時刻となりましたので、始めさせていただきます。本日はご多忙中のところ、お集まりいただきありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、保健福祉総務課の鴨作と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付した資料の確認をさせていただきます。

配付書類は、次第、席次表、委員名簿、それから、審査票（第2次審査用）というA4判の紙が3枚、それから、A4判のファイルの資料でございます。配付資料等に不足はございませんでしょうか。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日の出席委員についてですが、総数5名中5名でございますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項に基づき、会議は成立しております。

また、本日の会議でございますが、千葉市情報公開条例第7条第3号に規定する非公開情報を取り扱うことから、非公開となります。そのため、配付資料のうち、非公開事由に該当する内容を含んでおりますA4判のファイルについては、部会終了後に回収させていただきますので、ご了承願います。

なお、会議中における資料への書き込み等については差し支えございません。

また、本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議の途中で適宜、窓を開け、換気を行いますので、そちらについてもご了承お願いいたします。

では、続きまして、高齢障害部長の佐藤よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤高齢障害部長 おはようございます。高齢障害部長の佐藤です。

本日、千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第2回障害者施設等部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より障害福祉のみならず千葉市の市政全般にわたりまして、様々なご協力、ご支援をいただいておりますことを、この場をお借りしまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の会議ですが、今年度、指定期間の満了を迎えます施設の指定管理予定候補者の選定をしていただく予定でございます。千葉市桜木園、療育センター、大宮学園の3施設についてご審議いただきます。

委員の皆様には、申請団体から出されております事業計画などを選定要項に基づきまして、確認をしていただき、豊富なご経験等を基に、有益なご意見をいただきますようお願い申し上げます。

また、最後になりますが、本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、先ほど申し上げましたように、途中、換気ですとか、マスクの着用等をお願いしております。ご不便をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

では、よろしくお願ひいたします。

○鴨作保健福祉総務課主査 では、ここからは、鏡部会長さんに進行をお願いしたいと思いますので、お願ひいたします。

○鏡部会長 鏡でございます。ただいまから進行を務めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願ひします。

「令和2年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第2回障害者施設等部会」を開会いたしたいと思ひます。

それでは、議題「(1) 千葉市桜木園の指定管理予定候補者の選定について」に入りたいと思ひます。

まず、審議の進め方について、事務局からご説明をお願いします。

○白井保健福祉総務課長 保健福祉総務課長の白井でございます。どうぞよろしく願いいたします。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。失礼いたします。

それでは、審議の進め方についてご説明申し上げます。

今回は、本部会が所掌しております千葉市桜木園、千葉市療育センター及び千葉市大宮学園の3施設の指定管理期間が今年度限りとなっておりますので、来年度からの指定管理予定候補者の適否について、審議をしていただきます。

まず初めに、事務局から第1次審査の結果についてをご説明いたします。その後、質疑応答を行いまして、お手元に配付済みの提案書の内容につきまして、選定要項に示す要件等との適合状況を中心にご確認をいただきたいと思っております。

次に、審査票（第2次審査用）のうち、「2 施設の管理を安定して行う能力を有すること」の「(1) 団体の経営及び財務状況」の部分につきましては、公認会計士でいらっしゃる印南委員から財務関係の所見を頂戴いたしまして、必要に応じて質疑を行っていただきます。

その後ですけれども、応募事業者に入室いただきまして、ヒアリングを実施いたします。応募事業者から提案内容について10分以内でご説明いただいた後、10分を目途に質疑応答を行っていただきます。

応募事業者が退室いたしましたら、ヒアリング内容について気になった点ですとか、確認しておきたい点などにつきまして、委員の皆様の間で意見交換及び協議を行っていただき、その後、審査を行っていただきます。これを次の施設以降も同様に行っていただきたいと思っております。

なお、2施設目以降は、提案内容説明については5分以内、質疑応答については10分を目途に行っていただきます。

それでは、お手元に配付してございます「審査票（第2次審査用）」の記入につきまして、審査票とA4サイズの少し分厚いものですが、ファイルの両方を用いてご説明をさせていただきます。

まず、「審査票（第2次審査用）」をご覧ください。

右上の「委員名」の欄にお名前をご記入ください。次に、記入方法についてですけれども、中ほど「評価」という欄がございますけれども、この「評価」の欄に「○」か「×」をつけていただきます。

次に、恐縮ですが、A4ファイルの資料1-1「選定基準」の4ページをお開きいただきたいと思っております。「3 提案内容審査」の「(1) 審査方法」で、評価についての基準を記載しております。基本的には、管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれる場合は「○」、管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われるおそれがある場合は「×」と評価をお願いいたします。

なお、委員のうち、お一人でも「×」の評価を行った項目がある場合は、委員の皆様の間で協議を行っていただき、4ページ中段に記載してございます①から④のいずれかを決定していただきます。また、過半数の委員が「×」の評価を行った場合は、②から④のいずれかで決定していただきます。

続きまして、おめくりいただき、裏側5ページ「(2) 審査項目及び審査の視点」をご

覧ください。

5 ページから 7 ページに掲げております表の中で、網かけのある審査項目につきましては、4 ページの「(1) 審査方法」によらず、この表の中にそれぞれに示す審査方法により評価を行っていただきます。

なお、審査票につきましては、事務局が回収をさせていただきます。

委員の皆様が審査が終わりましたら、10 分程度お時間をいただきまして、事務局で集計作業を行いますので、委員の皆様には、その間、休憩をお取りいただきたいと思っております。

休憩後、事務局より審査結果を発表いたします。その審査結果に基づき、指定管理予定候補者の適否を決定していただきます。また、審査結果により選定された場合は、部会としての選定理由を決定していただきます。

なお、提案に加え、留意してほしい事項がございましたら、このときにご発言をいただきたいと思っております。

以上の流れを千葉市療育センター、千葉市大宮学園の 2 施設につきましても同様に行っていただきます。

説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○鏡部会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関して、何かご質問等、ありますでしょうか。

(なし)

○鏡部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

ないようでしたら、審議に入りたいと思っております。

ただいまの説明にありました、第 1 次審査の結果について、事務局よりご説明願ひします。

○神津障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課長の神津と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。失礼して、座って説明させていただきます。

私からは、桜木園、療育センター及び大宮学園の指定管理者の選定に当たりまして、施設の概要、関係書類、第 1 次審査の結果などについてご説明させていただきます。

まず、桜木園につきましてもですが、こちらのファイルの中段よりも後ろのほうにある参考 1-1 をお開きください。参考 1-1 「千葉市桜木園施設の概要」をご覧ください。

「1 桜木園の概要」については、記載のとおりでございます。

「2 桜木園内施設の概要」ですが、下のほうの表になりますが、桜木園では対象者の年齢や利用形態等に合わせ、様々な事業を行っております。表の 3 段目から 5 段目にかけて、事業種別、事業内容、対象者を記載しておりますのでご覧ください。

まず、入所系の事業ですが、障害児入所支援及び療養介護は、重症心身障害児・者を入所させて、保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うものです。短期入所については、居宅で介護を行う者が疾病等により介護ができなくなった場合等に障害児・者を預かり、日常生活の支援を行うものです。

次に、通所系の事業ですが、日中一時支援は、日中において一時的に見守り等の支援が必要な障害児に対し、日中の活動の場を提供するものでございます。生活介護、児童発達支援及び放課後等デイサービスは、在宅の重症心身障害児・者に対し、通所により、日常生活動作・運動機能等に係る訓練・指導等を行うものです。

次に、選定手続に当たり、申請者へ交付した書類についてご説明いたします。参考 1-4「千葉市桜木園選定要項」をご覧ください。

この選定要項は、指定管理予定候補者の選定に関して必要な事項を定めたもので、選定の概要、施設の概要、指定管理業務の範囲、選定の手続などについて記載しています。

3 ページから 4 ページにかけてご覧ください。

指定管理施設の目指すべき方向性であるビジョンと、ビジョンを実現するために施設の役割を示したミッションについて記載しております。

続きまして、5 ページをご覧ください。

「指定管理制度導入に関する市の考え」として、市が指定管理者に期待する効果を記載しておりまして、効果の検証に当たっては、成果指標と、それに対応する数値目標を設定しております。

次に、参考 1-5「管理運営の基準」をご覧ください。

管理運営の基準では、千葉市桜木園設置管理条例や、選定要項で示している指定管理業務について、市が指定管理者に要求する具体的な管理運営の基準を定めております。その他の交付書類ですが、参考 1-6「基本協定書（案）」、申請に関する様式の一式などを併せて申請者へ配付いたしました。

続きまして、指定申請者についてご紹介いたします。今回は非公募での選定となりますので、市事務局から、現在の指定管理者である千葉市社会福祉協議会に指定の申請を求めましたところ、10月2日付で申請がございました。申請者である社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の詳細につきましては、参考 1-3「指定申請書関係書類」の団体の概要に記載のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

続きまして、前のほうにお戻りいただきまして、資料 1-2「提案書」をご覧ください。

提案書は、選定要項及び管理運営の基準で定める事項につきまして、市の指定する様式に基づき、事業者から提出されたもので、本日、委員の皆様には、主に提案書に記載されている内容に基づいて審査を行っていただきます。具体的には、この提案書に記載の事項が、選定要項及び管理運営の基準に適合するかどうか、選定基準に基づいてご審査くださいますようお願い申し上げます。

最後に、第 1 次審査の結果について、ご説明いたします。再び戻っていただきまして、参考 1-2「第 1 次審査の結果について」をご覧ください。

第 1 次審査では、指定申請者から提出されました指定申請書類について、選定要項に定める申請の資格要件を備えているか、また、失格要件に該当しないか、15 の審査項目を用いまして、事務局が形式的要件を審査いたしました。個別の審査項目と審査結果については表に記載のとおりで、申請資格要件を全て満たし、かつ、失格要件のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、第 1 次審査につきましては、合格との報告をさせていただきます。

桜木園についての説明は以上でございます。

○鏡部会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対して、何かご質問等、ありますでしょうか。

(なし)

○鏡部会長 特にないようであれば、次に、財務関係の所見について、審査の参考にさ

せていただくために、公認会計士の印南委員からご意見をいただきたいと思ひます。

それでは、印南委員、お願ひします。

○印南委員 2つあります。社会福祉事業団と社会福祉協議会、両方とも社会福祉法人、両方ともすごくいい財務内容で、何の問題もないと思ひます。

以上です。

○鏡部会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に関して、ご質問はありますか。

(なし)

○鏡部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかに御質問ないようですので、次に、応募事業者の提案説明及び質疑応答に移りたいと思ひます。時間も限られていることですので、質問についてはあらかじめ順番を決めておきたいと思ひます。まず、酒井委員にお願いして、それから栗原委員、それから印南委員、森山委員、最後に私ということに進めたいと思ひます。

それでは、事業者の方をご案内してください。

(事業者入室)

○鏡部会長 それでは、お忙しいところお越しいただき、ありがとうございます。これからヒアリングを行わせていただきたいと思ひます。

進め方ですけれども、まず、皆さんの氏名、それから役職名、これを述べていただきたいと思ひます。その後、今回の応募についての提案説明ということで、10分以内で提案内容のご説明をお願いしたいと思ひます。その後は、各委員から質問させていただきますので、適宜答えていただければというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、説明のほうをお願いしたいと思ひます。

○事業者 千葉県社会福祉協議会千葉県桜木園事務長の小林でございます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

本提案は、千葉県桜木園の管理運営に関する提案となりますが、この後の千葉県療育センター及び千葉県大宮学園につきましても、千葉県社会福祉協議会より管理に関する提案書を提出しておりますので、共通する内容につきましては、併せて触れさせていただきますと思ひます。

それでは、提案書に沿って説明させていただきます。

1ページ、管理運営の基本的な考え方から、5ページにわたって施設の管理実績ですが、こちらは3施設共通のものとして説明させていただきます。

令和2年4月に、旧千葉県社会福祉事業団と千葉県社会福祉協議会が合併したことにより、長年にわたる旧千葉県社会福祉事業団での管理運営によって培われた施設の管理実績、高い専門性、蓄積されたノウハウ、市民からの信頼及び千葉県社会福祉協議会が持つ地域に根差した人的ネットワークを活かして、地域における様々な生活課題を包括的に支援する体制を担うとともに、これまで以上に地域福祉の充実、並びに市民サービスの向上を図れるものと考えます。

また、公的施設の管理の指針については、1ページ中段に記載しました(1)から(5)を指定管理における施設管理の基本的な考え方としております。

2ページの施設の使用許可、使用制限については、各施設の設置管理条例により対応し

ます。また、使用制限に関する場合においては、公平性の確保に配慮し、申請者に十分な説明を行い、市民の不利益にならないように対応します。

続く、3ページから5ページについては、現在までの公の施設の管理実績です。

6ページ、7ページは、千葉市桜木園の管理運営の執行体制ですが、医療部門、看護部門、療育・介護部門、在宅部門、事務部門にそれぞれ管理者を配置し、組織体制と連携の強化を図ります。

また、7ページ上段の緊急時の連絡体制図のとおり、指示・命令系統の明確化を図り、初期対応の迅速化を図り、被害の軽減化に努めます。

7ページ中段、管理運営業務の再委託については、建物維持管理等の各種資格が必要な業務について、入札等により実施し、効率化を図ります。

8ページから13ページに組織図、配置状況、勤務形態を記載しました。

14ページから16ページの有資格職の確保と配置、人数については3施設共通の記載となっております。

また、16ページには、千葉市桜木園の有資格職員の配置によるサービス基準の向上と、市使用料徴収の確保についての基本指針を示しました。

特に16ページ中段の(2)看護師の記載にありますように、令和2年度より開始いたしました人工呼吸器装着者の受入れにつきましては、職員配置を見直しながら、段階的に受入体制の強化を図ってまいります。

18ページから20ページに職員の業務水準の維持向上に関する具体的な施策として、(1)施設内研修、(2)プロジェクト委員会及び法人で実施する研修の記載がありますが、法人で実施する研修につきましては3施設共通の記載となっております。

また、(2)の各種プロジェクト委員会については、各プロジェクト委員が中心となって、施設内研修や業務改善の発案を行うもので、それぞれ月1回開催するものです。

21ページから22ページは、千葉市桜木園の施設の保守管理の考え方です。管理運営の基準に定められた基本方針を遵守し、利用者が安全、快適に利用できる環境を準備しております。現在、建物の改築から15年が経過しており、今まで以上に予防保全を意識した保守管理を行い、施設の長寿命化に努めます。なお、指定管理者では対応が難しいものについては、随時千葉市へ報告し、協議し、対応していきます。

続いて、23ページから25ページ、施設及び備品の管理、清掃、警備等です。

続きまして、26ページから29ページ、関係法令等の遵守ですが、ここも3施設共通の記載となっております。

ここでは個人情報保護、情報公開について、千葉市の条例を遵守した基本方針及び具体的な取組について記載してあります。

また、27ページ上段にありますように、サイバーセキュリティー体制の強化を行います。これは現在のネットワーク環境の保護のみならず、今後、3施設間で導入を検討しております電子カルテや患者予約システム等、法人ネットワークの整備にも不可欠であると考えます。

次に28ページ、行政手続の明確化、透明化については、使用許可の手続過程に疑義を持たれることのないよう、十分利用者に説明を行い、手続の透明化を図ります。

28ページ中段から29ページにかけての適正な労働条件の確保についての記載ですが、

ここは、主に千葉市男女共同参画ハーモニー条例、各種ハラスメント対策、メンタルヘルスケアについて具体的な取組を記載いたしました。

続いて、30 ページから 34 ページのリスク管理等及び緊急時の対応です。千葉市社会福祉協議会の施設福祉部門で作成した事故対応マニュアルに基づき、事故、災害等の発生に迅速に対応を行います。

感染症対応については記載のとおりですが、新型コロナウイルス対策については、感染者の発生を想定した蔓延防止のための動線の確保、それから、シミュレーション訓練を引き続き実施してまいります。

また、緊急対応として、近年頻発しております天災被害による対応が挙げられますが、千葉市桜木園においては、入所者の安全を確保するだけでなく、公の施設としての役割が求められ、地域との連携が不可欠であると考えます。今年の台風による停電被害の際には、重症心身障害の在宅介護のご家族の方の受入れを行いました。

31 ページの課題にも記載したとおり、今後は、より医療的ケアの高い利用者の増加が見込まれることから、生命維持に必要な医療機器類の電源を確保するため、発電機の追加配備を行います。

なお、施設での業務に起因して、事故等による被害が発生し、第三者への賠償が必要となった場合に備えて、34 ページに記載したとおり、施設賠償責任保険へ加入いたします。

35 ページから 39 ページにつきましては、施設の運営方針を具体的に示しておりますが、37 ページ中段に記載のとおり、人工呼吸器装着者の受入体制の強化、法人内医療施設間のネットワーク、セキュリティの構築を図りながら、千葉市桜木園がより一層のサービス提供が可能となるよう努めます。

40 ページ、施設の利用促進の方策は、各業種に記載しております。

41 ページにつきましては、利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方です。

続きまして、44 ページから 51 ページ、施設の事業の効果的な実施は、各事業別に基本的な考え方と具体的な業務内容を記載しております。

52 ページ、成果、指標の数値目標の達成の考え方です。アンケートにおいて施設利用における満足度を重視し、9割以上の満足度が得られるよう、具体的な方策が記載されております。

55 ページ、支出見積りの妥当性ですが、ここは3施設共通の記載となっております。これまでの提案書記載の管理運営を実施する上で必要な積算を行いました。それと同時に、サービスの低下につながることをないよう、経費削減の精査をし、必要額を見積もっております。

56 ページ以降ですが、市内業者の育成、市内雇用への配慮、障害者雇用の配慮、施設職員の雇用の安定化への配慮、利益等還元の方針ですが、記載のとおり実施いたします。

千葉市桜木園は指定管理という市民の貴重な税金を投入して運営しておりますので、よりよいサービスを提供し、市に還元していくことはもちろん、専門的な業務を除き、市内業者への発注、市内雇用を行うことで地域の活性化に積極的に貢献してまいります。

私の説明は以上でございます。

○鏡部会長 ありがとうございます。

それでは、これから委員のほうから質問させていただきたいと思います。

酒井委員から質問があれば、お願いします。

○酒井委員 成果指標のところの 52 ページのところですけども、アンケートの回収、どういった形でアンケートを利用者から取得するのか。どれぐらいの頻度とか、もしくは利用者全体に対して、どれぐらいのパーセンテージのアンケートを取るのかとか、その辺のことを具体的に教えていただけますか。

○事業者 回数としては年 2 回実施しております。去年まではコロナ禍ではなかったので、定期的に訪問されるときに用紙をお渡していたんですけども、今は郵送にて行っております。

○酒井委員 これは利用者全員ということですか。

○事業者 そうですね。ご家族に配付しております。

○酒井委員 分かりました。

○鏡部会長 栗原委員。

○栗原委員 いえ。特にありません。

○鏡部会長 では、印南委員。

○印南委員 サイバーセキュリティーのことなんですが、桜木園のネットワークが外部ネットワークにつながっているんですか。

○事業者 いえ。今はつながっておりません。

○印南委員 そうですか。

○事業者 ただ、今後、書きましたとおり、3 施設、この後の療育センターと大宮学園と、地域によって患者さんがダブったりすることもあるので、患者さんの情報交換とか、そういうのをお互いに共有できればということで構築する、その上でセキュリティーを強化したいという考えであります。

○印南委員 ありがとうございます。

○鏡部会長 森山委員。

○森山副部会長 1 点だけ。災害時に、拠点福祉避難所の指定を受けていらっしゃると思うんですけど、人工呼吸器とか、いろいろな器具が必要な方の避難とかというのは、これまでにあったんでしょうか。

○事業者 昨年度の台風のときに、ご利用者 3 家族を、中には高齢者の方もいたりしたんですけど、大変なのでどうぞということで受入れを行ったんですけども、その中に人工呼吸器を使っている方は幸いにいなかったんですけども、今後はそういう方が出てくるだろうということも想定されますので、想定し得る範囲で、急には無理ですけども、ここに示したように段階的に、医療的ケアの高い方の受入れが可能となるような形で進めてまいりたいということです。

○森山副部会長 大切な配慮だと思います。

○鏡部会長 ありがとうございます。

それでは私からちょっとお聞きしたいのが、9 ページの施設の管理を安定して行うというところに、それぞれの職種の人件費、一見してちょっと高いように思うんですけど、何でこうなったのかなと思って……。例えば給料表というのは、独自の給料表なのか。

それとも、例えば昭和 46 年からの歴史があると、当初は市が給料表を作っていたのがありますよね。なので、そういうふうに 46 年からやっていると、年数が経っていくとさらに

高い給料になるのかなと思ったので、その辺について、経営サイドとしてはどういうふうにお考えですか。

○事業者　そうですね。今おっしゃられたとおり、以前は市の給料表からそれに準じて給与を算定していたんですけども、今は独自給与に変わっておりまして、まるっきり市と同じということではなくなっております。

あと、運営経営上の問題ということでありまして、削減の方向でやっぱり考えていかななくてはならないということもありますので、また今後も見直しが必要になってくると思います。

何年前かにちょっと給与を下げしております。

○事業者　平成24年、旧事業団時代に。

○事業者　旧事業団時代に減額をして、給与水準を下げしております。

○鏡部会長　ある意味この指定管理者のメリットって、財政的な経営の効率化の部分と、あと、質の確保だと思うんです。

質の確保は、多分それまでの経験があるので大丈夫だと思うんだけど、経営の効率化というところで、どうしても第三セクターの問題というか、そこで委託料等を大胆に見直せないというところがある。あわせて非公募なので、いわゆる競争相手がいないわけで、そういうのは、ある意味では自助努力でしかないところもあるので、なかなか厳しいとは思いますが、ただ、やっぱり、ちょっとこれを見たときに全体として5億円の人件費を使っているということは、かなり高い感じですね。なので、こういうところに何らかの形で手を入れていかないと、だから非正規にしろとは言いませんけど、なかなか厳しい運営が考えられるなど。そこはいわゆる公的にやるのが存続意義につながって来るのではないかなと思うので。だから、できるだけ効率的な運営の中で、特に人件費の縮減等々も議論していただくことが必要かなと。

それから、あと、もう一つ思うのは、地域の公平性ですよ。施設が若葉区にあって、地域のその近くにおられる方については、かなり遠い方と比べれば、公的な利益というのは大きいと思うんですよ。使い勝手ですよ。それをどういうふうにお考えなのか。市全域にバスか何か使っているようなことが書いてありましたよね。そういう市全域に対するサービスの公平性をどういうふうに考えているのか。

○事業者　当施設は大きくは入所部門と通所部門に分かれているんですけども。今、ご質問にあった送迎用、通所部門で送迎バスを運行しているんですけども。特に地域、若葉区に限って行っているわけではなくて、遠くの方も送迎を行っております。入所に関して申しますと、千葉市内だけではなくて、近隣の市からも入所者が実際にありますので、一概に若葉区だけに特化しているとは、ちょっと言い難いかなというのがあります。

○鏡部会長　そういう地域の公平性はとりあえず分かりました。私のほうからは以上です。はい、分かりました。

委員の皆さんからほかにありますか。

(なし)

○鏡部会長　ないようであれば、これでヒアリングは終了したいと思います。

選定結果については、後日、通知をいたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、事業者の方、退室をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

た。

(事業者退室)

○鏡部会長 それでは、当該応募事業者についてですね、委員の間での意見交換をしたいと思います。

これから、審査を行うにあたり参考となるような、例えば委員間で共通認識を作っておきたい点とか、あるいは確認しておきたい点などご発言いただければと思います。

また、特に優れていると思う点、工夫のあった点などの内容について、ぜひこの場でご発言をしていただければと思います。

○印南委員 あまり関係ないんですけど、競争相手というのは社会福祉法人ですよ。社会福祉法人というのは、補助金もらいますよね。その補助金と、受けている管理料ですか、どっちのほう有利なんですかね。例えば、この桜木園は普通の社会福祉法人に買ってもらってやるのと、補助金の管理料を払うのと、どっちが有利なんですか。

○神津障害福祉サービス課長 一概には、必要経費についてはですね、社会福祉法人に譲ったとしても変わらないというのがあるかなと思うんですね。職員の内訳が事務職がかなり少なくですね、専門職が多いと、医師・看護師等ですね。その基準の給料を下げようとするという考えを持つと、人が集まらないという状況が今現状あるので。先ほど、鏡部会長のほうからもありましたけれども、そこは結構ジレンマがありまして、医師に来てもらえないというところがあるんですね。ですから、重心の施設で今やっているところだと県内でも下志津病院さんですとか、あと東病院さん、市内でもですね、こちら独立行政法人という基礎的なバックヤードがあることで実施できているということなので。社会福祉法人単体でやるとなると、結構ハードルは高いと思います。市から出るお金自体は、そんなに変わらなくなってしまうかなということと、市がどれだけ関与して、高い市民サービスを維持できるかということであれば、譲渡した場合には少し離れるというところが懸念されるので。指定管理でやっていたほうがいいのかと、個人的に私は考えます。

○印南委員 はい。ありがとうございます。

○鏡部会長 難しいところですね、そこは。あとはもう一つ。全てこれ歴史的な経緯があるからね。今現在それを担っている施設だってそういう制度がついたら、お話ししてもなかなか、今回のことは理解しているんですが。なかなかちょっと厳しいですよ。かつては全て公的なセンターが担っていくというような、そういう社会的な水準があったと思うんですね。今は随分ここのバランスって変わってきてますからね。

ほかにいかがでしょうか。

優れている点としてはあれですね。経営の安定というのはありますね。これはだって、第二市役所みたいなものなので。

○印南委員 要するに、収入がまずあって、それに合わせて支出しますので。ある意味ね。そういう意味では福祉法人はみんな同じですからね。

○鏡部会長 気になった点としてはそういうとこなんですよ。

これあれですかね、今、急に質問しちゃって申し訳ないけど。本当はさっき事業者のほうで質問するべきだった。例えば医師が二人とか。入所者 68 人に対して、これは定数とありますか。例えば医師は何名とか、常勤じゃないと駄目なんですか。

○神津障害福祉サービス課長 それについては定数がございまして、定数どおり担保す

る形で人件費も計算して配置しております。やはり重心児の施設なので24時間体制ということから、通常のサービスと比較しても基準の配置人員が多くなっているというところがございます。

○鏡部会長 その基準にしてもあれだよな。一人ひとりの業務量と人員が合っているかどうか。多い場合と不足している場合と、多分ばらつきがあるんじゃないかなと思いますし。そういうところの見直しというのは結局やっているのでしょうか。

○神津障害福祉サービス課長 そうですね。一応、法定基準になっておりますので。重心児の施設と言いますが、医療機関としての登録となっておりますので、法定基準をクリアできるだけの、人員数を確保している。

○栗原委員 法定定数と言うんですけど、いわゆる医療機関の施設基準上は入所50名だと看護師さん何人いらっしゃるんですか。診療報酬上は、相当加配がされていると思うんですが。

○神津障害福祉サービス課長 法定的には2対1になるので、看護師数は25。

○栗原委員 2対1は基準じゃないですかね。あくまでも施設からの要望のほうなんで。国が決めた基準、法定基準ってありましたか。いわゆる医療法で診療報酬で決められている施設基準上の看護師の人数と、患者一人対何人というやつがあるのと、それに多分加配されているはずなんです。相当加配があったと思うんですけどね。ただ、削減しろということではないんですけどね。

○神津障害福祉サービス課長 そうですね。桜木園については、入所については常勤換算で20人以上。

○栗原委員 看護師20人以上。それは定員50で。

○神津障害福祉サービス課長 50ですね。令和2年8月19日現在では21.8の看護師配置しております。療養介護としての配置基準というのがまた必要になりますので、それが26.7人必要となるというような、この単純な医療機関としてだけではなくて、障害福祉サービスの療養介護の配置基準とかも含めて看護師、あとは通所部門ですね。そういったのを含めて配置しております、基準を満たすように配置しているということですね。

○栗原委員 今その基準でぎりぎりなんですか。

○神津障害福祉サービス課長 現状ぎりぎりですね。

○栗原委員 今、勤務体制で夜勤って大体何人ぐらい看護師さんされているんですか。

○神津障害福祉サービス課長 施設のほうに確認しないとちょっと分からないですね、ちょっとそこは。

○栗原委員 結構です。

○鏡部会長 はい。ありがとうございます。ほかに。よろしいですか。

(なし)

○鏡部会長 それでは、ご意見がないようであれば、審査票に記入をお願いしたいと存じます。よろしいですか。

(審査票記入)

○鏡部会長 それでは、事務局の集計作業がありますので、審査の終わった方から暫時休憩ということで10分程度休憩としたいと思います。

(午前10時19分休憩)

(午前 10 時 27 分再開)

○鏡部会長 それでは、皆さんおそろいのようなので、再開したいと思います。

まずは、事務局から審査結果についての報告をお願いします。

○白井保健福祉総務課長 それでは、千葉市桜木園の指定管理予定候補者の選定にかかる審査結果について、ご報告いたします。

千葉市桜木園の指定管理予定候補者につきまして、全委員が全ての項目を「○」と評価をしたため、適格となります。

以上でございます。

○鏡部会長 ありがとうございます。

ただいまの結果についてご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○鏡部会長 ありがとうございます。

それでは、当部会としては、事務局の報告どおり、応募事業者を千葉市桜木園の指定管理予定候補者として選定いたしたいと思います。

それでは、続きまして、選定理由として提案内容が優れているという点としては、財務状況が安定しているということによろしいですかね。それから、留意してほしい点とかありましたら。また、私のほうで質問しましたけども、経営状況のモニターですね、さらに努めていただきたい。抽象的な表現ですけども、そういうことでいかがでしょうか。

じゃあ、優れている点としては財務状況の安定と、それから留意点として、経営状況の効率化について努めていただきたいと。ほかにご意見いかがですか。

(なし)

○鏡部会長 なければ、千葉市桜木園に係る指定管理予定候補者について、応募事業者の申請内容を、募集要項等に照らし審査した結果、千葉市社会福祉協議会を指定管理予定候補者として選定する。その理由として、財務状況が優れていて、それから経営に係るノウハウを持っている。それから留意してほしい点としては、経営状況のさらなる合理化ということに努めていただきたい、というふうにまとめさせていただきたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

○鏡部会長 ありがとうございます。

それでは、議題(1)を終了したいと思います。

続きまして、「(2) 千葉市療育センターの指定管理予定候補者の選定について」に入りたいと思います。

まず、第一次審査の結果について、事務局のご説明をお願いします。

○神津障害福祉サービス課長 それでは、療育センターの概要につきまして、参考 2-1 「千葉市療育センター施設の概要」をご覧ください。

「1 療育センターの概要」につきましては、記載のとおりでございます。

「2 療育センター内施設の概要」ですが、療育センターでは対象者の年齢や、利用形態等に合わせて、様々な事業を行っております。表の 3 段目から 5 段目にかけて、事業種別、事業内容、対象者を記載しておりますのでご覧ください。

「療育相談所」は、障害があると思われる児童の診断・検査・評価を行い、その障害の

原因や程度等を明らかにし、適切な療育・指導を行うものです。相談所という名称ですが、医療法に基づく診療所でもあり、障害があると思われる児童は、療育相談所での診断を受けることにより、その後の療育につながっていくため、障害児療育のスタート地点となるものです。

「やまびこルーム」及び「すぎのこルーム」はいずれも障害児通所支援事業所です。療育センターの障害児通所支援事業所では、就学前のお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の訓練や集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援事業」を実施しております。障害児の障害の状態に応じ、難聴児は「やまびこルーム」の児童発達支援、肢体不自由児は「すぎのこルーム」の医療型児童発達支援、知的障害児や発達障害児は「すぎのこルーム」の児童発達支援で療育を行っています。

また、このほか、就学後であっても3年生までであれば、日中一時支援でお子さんを一時的にお預かりしています。

「いずみの家」は、障害者の就労を支援する障害福祉サービス事業所です。一般の事業所への就職が可能と見込まれる方は就労移行支援において就労に向けた訓練を、就職が困難と思われる方は就労継続支援B型において、生産活動等の場の提供などの必要な支援を行っています。このほか、障害のある方については、日中一時支援で一時的にお預かりしています。

「ふれあいの家」は、障害者に対して各種相談に応じるとともに、社会との交流促進、レクリエーションなどの便宜を提供するもので、いわば公民館的な機能を持つ事業です。

「ぱれっと」は、障害者がヘルパーや生活介護などの障害福祉サービス等を利用する際に、障害者の意向や心身の状況等を総合的に勘案し、適切なサービスの組み合わせをサービス等利用計画として作成し、サービス利用の援助をするとともに、一定期間ごとにモニタリングを行うものです。

その他の資料につきましては、桜木園と同様の説明となりますので、割愛させていただきます。

最後に、第1次審査の結果について、ご説明いたします。

参考2-2「第1次審査の結果について」をご覧ください。

個別の審査項目と審査結果については、表に記載のとおりで、申請資格要件を全て満たし、かつ、失格要件のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、第1次審査につきましては、合格との報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○鏡部会長 はい。ありがとうございます。

ただいまのご説明に対して、委員の皆さんからご質問ありますでしょうか。

(なし)

○鏡部会長 ないようであれば、次に応募事業者の提案説明及び質問に入りたいと思います。

事業者の方をご案内してください。

(事業者入室)

○鏡部会長 ありがとうございます。それでは、ヒアリングを始めたいと思います。

まず、氏名・役職名を述べていただいた後に、今回の応募について、5分以内で提案内

容についてのご説明をお願いします。その後は、各委員から質問させていただきますので、ご回答のほどよろしくをお願いします。

それでは、はい。

○事業者 千葉市療育センター事務局長の齋島と申します。本日はよろしく申し上げます。

○事業者 社会福祉協議会施設福祉総務課総務係長菅野と申します。よろしくお願いたします。

○事業者 同じく社会福祉協議会施設福祉総務課経理係長中村でございます。よろしくお願いたします。

○事業者 それでは、限られた時間となっておりますので、法人三施設共通の内容については割愛をさせていただき、主に前回5年前の提案時と変わった点などを中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、提案書に沿ってご説明をさせていただきます。お手元の資料、千葉市療育センターの管理に関する提案書をご覧ください。

まず、1ページ、管理運営の基本的な考え方から19ページまでにつきましては、記載のとおりとなっております。

なお、19ページ下段になりますけれども、サービス水準を向上しつつ、市の使用料収入を最大化させる職員配置の基本的な考え方につきましては、療育相談所で医師の増員により、初回までの待機期間の短縮と診療件数の増加に伴う増収、また相談支援所「ぱれっと」では相談支援専門員の増員を図り、若葉区内の他の障害施設にサテライトを設置し、訪問エリアの分割を行い、移動距離による受付件数の問題を解消し、利用計画等の件数の増加による増収が図れるように努めてまいります。

続きまして、20ページについては、記載のとおりです。

続いて、21から23ページにつきましては、従業員の管理能力向上策ですが、22ページ下段から23ページに、他施設及び団体との連携として療育センター各施設において、同種の施設やその加入団体との情報共有、課題解決に向けた連携を図り、職員の意識向上と利用者サービス向上を図るため、具体的な内容、目的について表に記載をさせていただいております。

続いて、24、25ページ、施設の保守管理の考え方です。療育センター本館は開設から40年を迎えておりまして、これまで以上に修繕が発生することが想定されております。今後、千葉市による大規模改修が予定をされておりますが、それまでの期間において不具合が発生しないように日常点検等をより手厚く実施してまいります。

また、各種法令や管理運営の基準に定められた業務内容を満たし、市民の安全、快適に利用できる施設環境を維持します。

さらに、当指定管理施設では障害をお持ちの方が利用されることから、特に建物及び設備を安全で快適な状態で利用できるように点検を行ってまいります。

なお、修繕の実施が必要な案件が発生した場合には、逐一千葉市に報告・協議し、計画的な修繕を実施してまいりたいと思っております。

続きまして、26から33ページにつきましては、記載のとおりとなっております。

続いて、34から38ページ、緊急時の対応です。こちらも記載のとおりとなっております。

すが、最後に第三者の賠償が必要となった場合の対応方法につきましては、38 ページ記載のとおり施設賠償責任に加入をします。

続いて、39 ページ、40 ページについては、記載のとおりとなっております。

続きまして、41 から 45 ページ、施設利用者への支援計画です。こちらのほうも記載のとおりとなっております。

なお、各施設における具体的な支援方策については、42 から 45 ページの記載のとおりとなっておりますので、ご参考にしてください。

続きまして、46 から 49 ページについては、記載のとおりとなっております。

なお、ホームページによる情報提供において、利用者の見やすいホームページに向け、法人全体でリニューアルに取り組みます。

続きまして、50 ページから 55 ページ、利用者の意見聴取、モニタリングの考え方については、記載のとおり各施設において意見聴取を行い、その内容を職員に周知し、施設運営に反映させてまいります。

続いて 56 から 77 ページ、施設の事業の効果的な実施です。77 ページに「3 当協議会提案事業」として、「やまびこルーム」及び「すぎのこルーム」において、通園児兄弟姉妹一次預かり事業を実施し、施設利用児の計画的な療育、訓練の提供利用率向上に向け、事業を積極的に実施します。

なお、いずみの家においても提案事業として当該者土日余暇支援事業を実施し、いずみの家など協議会の施設の利用者を含む地域の障害者を対象に余暇活動の機会を提供いたします。

続いて、78 から 80 ページ、成果指標の数値目標達成の考え方です。こちらのほうは成果目標の施設利用数において、設定する目標を施設利用者数の増加とします。市から求められている目標の達成に向け、78 ページ中程から 80 ページ記載のとおり各施設において具体的な方策を行っていきます。

○鏡部会長 時間になりましたので、まとめてください。

○事業者 はい。それでは、最後になりますが、81 から 82 ページは記載のとおりとなっております。見積金額等については、提案様式の第 25 号及び第 26 号の収支予算書に記載のとおりとなっております。

残りの 83 から 88 ページについても記載のとおりです。

私からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○鏡部会長 はい。ありがとうございました。

説明に関して、ただいまから、委員の皆様からご質問させていただきたいと思えます。まず、酒井委員から。

○酒井委員 では、研修を実施されているというところ。22 ページですが。新任職員研修、中間職員研修、新任管理者研修、管理者研修というのがありますけれども。実際、実績としては、これは年間どれぐらい実施しているのか、というのわかりますか。

○事業者 年間 4 回、このとおり開催しております。

○酒井委員 それぞれ 1 回ずつ。

○事業者 1 回ずつでございます。

○酒井委員 新任の方、管理者の方それぞれ万遍なくいらっしゃるということで。

- 事業者 おります。
- 酒井委員 では、人の入替えというのは比較的ある。
- 事業者 ございます。
- 酒井委員 はい。わかりました。
- 鏡部会長 栗原委員、いかがでしょうか。
- 栗原委員 今ちょっと聞いた質問に、新任者の方結構いらっしゃるというお話ですけど。毎年どのくらい新しい方が入られるのか。それは欠員補充ですか。
- 事業者 欠員補充です。
- 栗原委員 どんな職種ですか。
- 事業者 専門職の方が多いです。
- 栗原委員 何人ぐらい。
- 事業者 その年にもよるんですが、おおむね 10 人から 15 人ぐらい発生します。
- 栗原委員 全部の人。
- 事業者 はい。
- 鏡部会長 次は印南委員。
- 印南委員 特にございませぬ。
- 鏡部会長 森山委員はいかがですか。
- 森山副部会長 ありません。
- 鏡部会長 私のほうからちょっと伺いたいのですが。昭和 56 年に作られているんですけど。先ほど大規模修繕の話がありましたけれど、具体的に何か今、懸念はあるんですか。
- 事業者 ただいま、施設のほうの劣化度調査等を市のほうで行っておりまして、その結果がまだ出ていないところもあるので、具体的にということはないんですけども。あと改修時期についてもまだ未定ということもございますので。
- 鏡部会長 もうかなり、どのくらい経過してるんですか。
- 事業者 40 年です。
- 鏡部会長 40 年ですか。なので、建物としても、もう耐用基準年数を超えちゃうんですよね。そうすると、その後はどのような。
- 事業者 まだ、具体的に例えば別のところに移転をすとか、今の建物を改修して、そこで事業を実施するとか、そういう具体的なことはまだ決まってないです。
- 鏡部会長 検討に入っている。
- 事業者 検討に入っているところでございます。
- 栗原委員 関連していいですか。これ、むしろ市のほうの話ですよ。具体的な検討には、まだ入ってないんですか。
- 神津障害福祉サービス課長 もう具体的な検討には入っているんですけども、実施時期についてはですね、他の施設の改修時期と合わせてですね、いろいろと調整をするという必要性がございまして、それでちょっと費用対効果を出さなくちゃいけないということでやってまして。それでまだ具体的な時期について、ここだというふうには決まってないんですけど、想定としては検討はしてます。この時期にこういった形でやっていこうということですね。
- 栗原委員 そのときは今のと全く同じものが出来上るといえることですか。

○神津障害福祉サービス課長 それについても検討中です。

○栗原委員 変な話ですけど、歴史考えると、もう56年に障害者施設で、千葉市の目玉で作ったというのあるんでしょうけど。正直言って、この療育センターの中に就労支援や何かをやるいずみの家があるのが、どうも異質なんですよね。就労支援って、今民間がばんばんやるようになったので、あえて指定管理で引き続いてやっていく必要があるのかという思いもあるんですけど。その辺の施設内のどういうもので固めるかというような検討は、もう終わっちゃっているんですか。

○神津障害福祉サービス課長 いや、まだです。

○栗原委員 これからやるんですか。

○神津障害福祉サービス課長 移転先のこととも考えたり、全面改修できるかということも考えたりしてますので。移転しなくちゃいけないときには、そういう目的の整理というものも必要になってくるかと思うんですけども、全面改修の段階ではなかなかそこで、いずみの家をやめるといふ、端的にばんと切るのがなかなか難しいところがあるので、そこはまた検討しなくちゃいけないと思いますけれども。いずれにしても療育センターの在り方ということに関しては、今後も引き続き検討しながら改修工事と併せて対応していきたいとは思っています。

○栗原委員 時期もまだ未定ですか。

○神津障害福祉サービス課長 時期も。

○栗原委員 大体いつ頃か。

○神津障害福祉サービス課長 いろいろなその作業によってですね、例えば移転するか全面改修するか、他の施設がどういうふうなスケジューリングで改修されるかによって時期もずれたりするんですが。

○栗原委員 ほかの施設というのは、いわゆる障害者施設とかですか。

○神津障害福祉サービス課長 以外の。

○栗原委員 市全体の。

○神津障害福祉サービス課長 もろもろの市有施設の改修工事ですね。

○栗原委員 みんな集中してきてますからね。

○神津障害福祉サービス課長 そうですね。

○栗原委員 それの順番をどうするか。

○神津障害福祉サービス課長 はい。それで先にやったり後にやったりという次期をずらしたりを考えてますけれども。いずれにしても令和9年度ぐらいまでの段階で、それらを調整していこうというふうに、今検討を進めています。

○栗原委員 分かりました。

○鏡部会長 ありがとうございます。これ公共施設全体の維持管理の問題で、一気にこれが来るという、大変な工事の問題、その中で検討されているんでしょうね。分かりました。

これは、もう1点聞きたいんですけど。職員については、市のほうから定数はその他市長が定める基準の中でと書いてあるんですけども。そういう定数どおり行っている。

○事業者 はい、そうです。

○鏡部会長 若干加配とかだったり、余剰人員じゃないけど……。

○事業者 それはないです。

○鏡部会長 ないですか。それから、あと、先ほどのご質問にからめて、何人かの職員の入れ替わりというのもある。

○事業者 職員の都合等、家庭の事情等もございますけど、退職等に伴う部分での入替わりがございます。

○鏡部会長 それは比較的あれですか、募集すれば補足できるということですか。

○事業者 職種によってはなかなか、あと時期にもよるんですけども、難しい場合もございます。できたり、できなかつたりということはございます。

○鏡部会長 今はそうすると欠員がない状況で。

○事業者 当年度におきましては、心理判定員に欠員が出てございます。

○鏡部会長 ほかにいかがですか。大丈夫ですか。

ありがとうございます。それでは、ヒアリングを終了したいと思います。選定結果については、後日通知をいたしますので、よろしく申し上げます。事業者の方はご退席ください。

(事業者退室)

○鏡部会長 それでは、当該応募事業者について、委員間の意見交換をしたいと思えます。

これから審査を行うに当たり参考となるようなこと、例えば、委員間で共通認識をつくっておきたい点、それから確認しておきたい点などご発言いただきたいと思えます。

また、優れていると思われる点、それから気になった点などのご意見があれば、この場でご発言いただきたいのですが、いかがでしょう。

優れている点としては、先ほどと同じ社会福祉協議会がやっているということなんで、財政的な安定と、それからノウハウです、これまでの経験を蓄積してやっているというところ。それと、同種の施設の維持管理もやれているというようなことが挙げられると思えます。いかがでしょう。

それから、特に留意してほしい点では、何かございますか。先ほどの、この療育センター自体のあり方については、これは指定管理者に関係はないことなので。市として、これからいわゆるサステナビリティの問題とかで、施設のマネジメントを行っていくと思えますので、その中でこういう施設をどんどんリードしていただきたいと思えます。

ということでまとめたいと思えますけども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○鏡部会長 ありがとうございます。それでは、審査表の記入が終わりましたら各委員休憩をお願いします。

(午前 10 時 53 分休憩)

(午前 11 時 03 分再開)

○鏡部会長 それでは、時間になりましたので、再開させていただきます。

まず、事務局より集計結果の報告をお願いします。

○白井保健福祉総務課長 それでは、千葉市療育センターの指定管理予定候補者の選定に係る審査結果について、ご報告いたします。千葉市療育センターの指定管理予定候補者につきまして、全委員が全ての項目を「○」と評価したため、適格となります。

以上でございます。

○鏡部会長 ありがとうございます。ただいまのご報告を受けて、ご意見ございますか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、当部会としては、事務局ご報告のとおり、応募事業者を千葉市療育センターの指定管理予定候補者として選定したいと思います。

それでは、続きまして、選定理由として、提案内容が優れている点や工夫が見られる点のほか、留意してほしい点など具体的なお意見をいただければと思います。先ほどちょっと、言ってしまいましたけれども、財務状況の安定と、それから施設の管理運営経験、それからノウハウを持っていること、それが優れている点ということが記載されております。

それから、留意してほしい点ですが、特段留意してほしい点はないということなのですが、委員の皆様ありますか。よろしいですか。

(異議なし)

○鏡部会長 ありがとうございます。じゃあ、優れている点だけでこのまま進めていきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、議題「(3) 千葉市大宮学園の指定管理予定候補者の選定について」ということで、まず、第一次審査の結果について、事務局よりご報告をお願いします。

○神津障害福祉サービス課長 それでは、大宮学園の概要につきまして、参考3-1「千葉市大宮学園施設の概要」をご覧ください。

「1 大宮学園の概要」については、記載のとおりでございます。

「2 大宮学園内施設の概要」ですが、「ひまわりルーム」及び「たけのこルーム」は、いずれも障害児通所支援事業所です。表の3段目から5段目にかけて、事業種別、事業内容、対象者を記載しておりますので、ご覧ください。大宮学園の障害児通所支援事業所では、療育センター内各ルームと同様に就学前のお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の訓練や集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施しております。障害児の障害の状態に応じまして、知的障害児は「ひまわりルーム」の児童発達支援、肢体不自由児は「たけのこルーム」の医療型児童発達支援、発達障害児は「たけのこルーム」の児童発達支援で療育を行っています。

また、このほか、就学後であっても3年生までであれば、日中一時支援でお子さんを一時的にお預かりしています。

その他の資料につきましては、桜木園と同様の説明となりますので、割愛させていただきます。

最後に、第1次審査の結果について、ご説明いたします。参考3-2「第1次審査の結果について」をご覧ください。

個別の審査項目と審査結果については、表に記載のとおりで、「申請資格要件」を全て満たし、かつ「失格要件」のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、第1次審査につきましては、「合格」との報告をさせていただきます。

大宮学園に関する説明は以上でございます。

○鏡部会長 ありがとうございます。ただいまの説明に関して、何か委員の皆様からご質問ありますか。

ちょっと1点聞きたいんですけど、「ひまわりルーム」と「たけのこルーム」、さっきの施

設もそうだったんですけど、日中一時支援で定員1人となっていて、何か意味があるんですか。

○神津障害福祉サービス課長 定員1名について、何か根拠をもって1名にしたということではないんですが、やはり附属のサービスということで取り組んでおりますので、受入体制を整備するというので、1名枠を取っているということでございます。

○鏡部会長 後で事業者に聞けばいいんだけど、1名を超えた場合とか、どうなっているの。1名しか受けられない。

○神津障害福祉サービス課長 結局は、他の事業所、民間の事業所で、こういったサービスは結構取り組んでおりますので、要は大宮学園を利用している親御さんが、その後も慣れたところで利用をしたいというときに、受入体制を整えておくという点ですので、この1名の枠を親御さんと大宮学園とで調整しながら使っていくというような体制でございます。

あぶれた場合でも、ほかのところを利用するという場合には、契約をして利用することは可能となっております。

○鏡部会長 一応空けておくという。

○神津障害福祉サービス課長 そうですね、やっぱり母子通園なんかも行っておりますので、卒業後も、結構大宮学園を頼りにする親御さんがいらっしゃいますので、そのための利用として1名分は枠として用意しておくということです。

○栗原委員 それって定員オーバーの利用ということにはならないんですね。

○神津障害福祉サービス課長 ではないですね。日中一時は全く別のサービスになりますので。

○栗原委員 そうすると、1人じゃなくても、例えば2人いたら、そこは。

○神津障害福祉サービス課長 定員制としては1名分の定員として職員を配置する形になりますので、登録は10名でも20名でもあってもいいんですけども、その日の利用定員は1名ということになります。それを2名とか3名とかと受けるキャパはありませんし、もし受けるとなると、給付費を減算されてしまうということがありますので、取りあえず1名分は大宮学園卒園者のための日中一時支援として用意しておくということです。

○鏡部会長 ほかにありますか、よろしいですか。

それでは、次に応募事業者の提案説明及び質疑に移りたいと思います。

それでは、事業者の方を入れてください。

(事業者入室)

○鏡部会長 それでは、ヒアリングを行いたいと思います。まず、氏名や役職名を述べていただいた後、今回の応募について、5分以内で提案内容についてのご説明をお願いします。その後、各委員から質問させていただきますので、ご回答のほどよろしくお願いします。

それでは、始めてください。

○事業者 千葉市大宮学園学園長の加瀬と申します。

○事業者 施設福祉総務課総務係長菅野と申します。お願いします。

○事業者 同じく、施設福祉総務課経理係長、中村でございます。お願いします。

○事業者 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

本提案は、千葉市大宮学園の管理に対する提案書に沿って説明させていただきます。なお、既に桜木園が説明しました、法人としての共通の内容につきましては、説明を割愛させていただきます。

1 ページ、管理運営の基本的な考え方から 18 ページについては、記載のとおりです。

19 ページ、施設の保守管理の考え方についてです。千葉市大宮学園は開設から 17 年を超え、さらなる修繕が想定されるため、今まで以上に予防保全を基本とした保守管理を行うことで、施設の安全確保と長寿命化に務めます。なお、指定管理者では対応が難しいものについては、随時千葉市へ報告、協議し、対応していきます。

21 から 23 ページ、24 から 27 ページに関しては、記載のとおりです。

続いて、28 から 31 ページ、施設管理及び緊急時の対応です。千葉市大宮学園は、診療所機能を有する障害福祉施設であり、利用者の安全かつ適正な医療及び福祉サービスを提供することが求められており、利用児の思いがけない行動が事故につながるリスクを内在していることから、より質の高いサービスを提供することによって、多くの事故が事前に回避できるという考え方に立ち、安全・安心な環境の維持に取り組みます。

28 ページ下段、感染症対策については、感染症対策のうち新型コロナウイルス感染症感染予防対策で、引き続き各所への消毒液を設置するとともに、職員の出勤時、利用者の来館時に検温の実施並びに体調確認を行います。また、発熱や体調がすぐれない職員は、出勤停止にするといった適切な措置を講じ、感染予防対策として通常の対策のほか、国及び千葉市からの通知に速やかに対応し、対策の徹底を図ってまいります。

29 ページ中段、災害発生時の対応です。近年頻発する天災被害に対する対応が挙げられますが、昨年の台風 15 号では、大規模停電の影響で、市と協議の上、令和元年 9 月 9 日から 12 日まで休園しました。さらに、令和元年 10 月 25 日の大雨では、周辺の冠水状況を鑑み、市と協議の結果、ひまわりルーム、たけのこルームの医療型児童発達支援事業、午後の児童発達支援事業の休園を判断しました。今後も、利用者の安全確保を最優先として、迅速に対応します。

30 ページ中段、火災、盗難、災害の事故・事件発生時、需要変動、第三者への賠償が必要となった場合の対応方法についてです。感染症発生時の対応のうち、新型コロナウイルス感染症の疑いの者が発生した場合は、千葉市保健所や千葉市に速やかに報告し、対応について指示を仰ぎ、感染を拡大させないよう適切な措置を講じます。なお、施設での業務に起因して、けが等事故による被害が発生し、第三者への賠償が必要となった場合に備えて、31 ページに記載のとおり、施設賠償責任保険へ加入いたします。

32 ページから 33 ページについては、記載のとおりです。

34 から 36 ページ、施設利用者の支援計画についてです。千葉市大宮学園設置管理条例に基づき、障害児通所系の事業として障害児療育の専門性を高め、質の高い療育を提供し、心身の健やかな発達や集団生活への適応を支援するとともに、診療機能を生かし診察や検査の充実化を図ります。

提案内容として重要な項目である、ひまわりルーム、たけのこルームの詳細については、記載のとおりです。

37、38 ページ、施設の利用促進の方策については、記載のとおりです。

39 ページ、利用者の意見聴取、モニタリングの考え方です。千葉市大宮学園では、日常

会話や各種面談、保護者アンケート等を実施し、保護者が意見を言える場を多く設け、その内容を職員に周知し、施設運営に反映させていきます。意見聴取の方法、意見を踏まえた対応方法については、記載のとおりです。なお、苦情の申出については、苦情受付担当者を含め、苦情受付体制を施設内に掲示し、申出に誠実に対応する体制を整えています。

43 から 52 ページ、施設の事業の効果的な実施については、各事業別に基本的な考え方や具体的な事業内容、当協議会による提案事業を記載しております。

51 ページ、提案事業として、通園時兄弟姉妹一時預かり事業を実施し、大宮学園利用児が登園できなくなることを回避し、継続的な療育、訓練の機会の提供及び利用率向上を目的として積極的に実施します。

続いて、53 ページ、成果指標の数値目標達成の考え方でございます。市が設定した成果指標、設定する目標について、市の設定と同じ目標を設定しました。

56 ページ以降に関しましては、記載のとおりとなります。

千葉市大宮学園は、指定管理料という市民の貴重な税金を投入して管理運営される施設であることから、よりよいサービスを提供し、地域に還元していくことはもちろん、専門的な業務を除き、市外業者へ発注しない行為を行うことで、地域の活性化に積極的に貢献していきます。

私からの説明は以上となります。

○鏡部会長 ありがとうございます。それでは、委員のほうから質問させていただきたいと思います。

それでは、酒井委員から順番にお願いします。

○酒井委員 利用者アンケートですけれど、これは年に何回やっておられるのか。

○事業者 アンケートは年 2 回です。

○酒井委員 ということは、全員ということ。

○事業者 はい、全員です。

○栗原委員 ちょっと確認なんですけど、同じ様式なので、大宮学園 8 ページの人件費って、交通費込みという解釈でいいのか、そこをよろしくお願いします。

○事業者 はい、含まれております。

○鏡部会長 印南委員。

○印南委員 ありません。

○鏡部会長 よろしいですか。森山委員は。

○森山副部会長 特にありません。

○鏡部会長 先ほどちょっと気になったんですけど、このひまわりルームとたけのこルームに日中一時支援ってありますよね、ここ定員が 1 名となっているんですけど、例えば定員が 1 名でいいというのは、どういうふうな考えで。登録している方が何人ぐらいいて、それで実際にこの一人一人、来る人が一人ということなのか。ちょっと 1 名という意味がよく分からないんですが。

○事業者 日々定員 1 名ということになりますので、通常の療育を継続しながら日中一時でもお子さんをお預かりするというので、1 名というふうになっている。別に毎日利用者の方が、ひまわりルームでしたら、今定員が 40 名ですので、40 名のお子さんをお預かりしながら、さらに別に 1 名の方をお預かりしてということになります。

- 鏡部会長 これは希望がオーバーすることはないの。
- 事業者 大宮学園の場合、ひまわりルームですと夏休みも、1年を通してあるんですけども、実際には希望者の方でおられる方って、学校が夏休みの期間ですとか、そういった形になりますので、複数で申込みされることは、今まではなかったです。
- 鏡部会長 これは定員1名に対して、どのぐらいの指導員というか、職員の対応が必要なんですか。
- 事業者 通常の今いる既存の職員を活用して取り組みますので、新たにプラスで職員を反映させているわけではありません。
- 鏡部会長 これは1名は、じゃあ通常、そうしたら定員が1名というんだけど、それについてのそれ専門にやる職員ではないという。
- 事業者 ありません。今、通常配置されている職員の中で、新たにプラスでお子さんがいらっしゃる場合には対応します。
- 鏡部会長 この利用枠については、かなり決まった方が来られる、それともほかにも利用される方、何人ぐらいいらっしゃると。
- 事業者 日中一時については、昨年度、大宮学園の中で受け入れているのは、ひまわりルームのみで、たけのこルームに関しては、0人というふうになっています。学園だけではなくて、ほかの事業所さん等をご利用されている方は、そちらで日中一時を利用される方もいらっしゃいますし、大宮学園へ来られる方は、どちらかというかと卒園されたお子さんが中心で日中一時を利用されているということで、なかなか人数ということ言うと、それほど多くないというのが現状としてあります。
- 鏡部会長 これは、わざわざこういうふう定員1名というふううたっている必要がある。
- 事業者 地域生活支援事業の一つで、通常やっている、今、ひまわりルームですと児童発達支援センター、医療型も児童発達支援センタープラス児童発達支援事業とはまた違う事業という、もう一つの事業として取り組ませていただいています。
- 鏡部会長 もう一つの事業なんだけど、職員の手当ではないということ。
- 事業者 そうですね、ありません。
- 鏡部会長 それと、もう1点ちょっと聞きたいんだけど、この指導員というのがありますが、たけのこルーム、それからひまわりルームと。この指導員の資格って何なんですか。
- 事業者 指導員の資格は、現在法人では社会福祉主事任用資格です。
- 鏡部会長 社会福祉主事。
- 事業者 任用資格です。
- 鏡部会長 福祉主事。
- 事業者 そうですね。
- 鏡部会長 なので、特段、社会福祉というか、福祉系の大学を出ていけば取れるような。
- 事業者 はい。あとは、児童福祉施設ですので、児童指導員の任用資格もセットで取得が必要になります。
- 鏡部会長 それは採用の条件にしている。

○事業者 はい。児童指導員という任用資格が、同じく福祉系の大学で幼児の学科が何個かあるんですけども、その学科を取得することによって児童指導員の任用資格が取得できるというのがあります。児童施設の場合は、法律の中で児童指導員という、児童の指導をするということで、こういった資格がありますので、児童施設に関わる指導員に関しては、児童指導員任用資格を取得している者を配置しています。

○鏡部会長 あとはあれですか、今の定員が、ひまわりルームで40名で、たけのこルーム20名、それから障害児通所施設10名ということなただけど、定員に対する充足率ってどのぐらい。

○事業者 現在の定員充足率は、令和元年度で大宮学園全体ですと72.2%になるんですけども、各ルームになりますと、ひまわりが昨年度、令和元年度で充足率が80.67%、たけのこルーム、医療型が46.64%、児童発達支援事業が65.59%です。

○鏡部会長 これはあれですか、経年で見ると増えているのかな。

○事業者 ひまわりルームに関しましては、大体28年度から含めて、80%代を維持していきまして、大体40人、最大43人ぐらいの定員になりますので、大体35人から40人の間を推移しています。医療型につきましては、徐々に人数としては減ってきている現状がありまして、28年度は64%でしたが、昨年度は46%という形で、多少下降ぎみになっているところがあります。児童発達支援事業に関しましては、90%代を常に維持していたところだったんですけども、昨年度は65%と少し、30%弱下がってきているところがあって、総定員としても延べ人数で言いますと児童発達支援事業ですと28年度が2,607人で昨年度が1,548人という形で、ちょっと下がっているところはあると思います。

○鏡部会長 その下がってきた要因というのは、何。

○事業者 児童発達支援事業については、地域の中で様々な事業所さん、株式会社さんも含めて、様々な選択肢が増えたということで、プラス預かり型等の、ここの学園を卒園した後に、また就学を見据えた事業所の利用等に変更されている方も多くいらっしゃいますし、働いている保護者の方が増えたことによって、また選択肢が変わってきている背景はあると思います。

医療型児童発達支援センターについては、市内3か所ございますが、療育センターのすぎのこルーム等を含めて3か所ございますが、調査をしていくと、どこも定員割れをしているというような状態に今なっております。また、今、調査を重ねている最中ではありますが、お子さんが体の不良になる方、もしくは医療機関を受診される方も多くいらっしゃいますので、どうしても1週間、5日間通われる方という方は減ってきていまして、週に2日、3日という方も多くなっているのも要因かと思えます。

○鏡部会長 ありがとうございます。ほかに委員の方から。よろしいですか。

(なし)

○鏡部会長 ありがとうございます。それでは、以上でヒアリングを終了させていただきます。選定結果については、後日通知をいたしますので、よろしくお願ひします。

事業者の方はご退室ください。

(事業者退室)

○鏡部会長 それでは、当該応募事業者について、委員間の意見交換をしたいと思ひます。これから審査を行うに当たり参考となるようなこと、例えば委員間で共通認識をつく

っておきたいこと、確認しておきたいことなどをご発言いただきたいと思います。また、特に優れている点、それから気になった点などのご意見についても、ぜひこの場でご発言いただければと思います。

何かご発言はありますか。よろしいでしょうか。

なければ、審査票に記入をお願いしたいと思います。

審査票をいただいた後は、集計の時間がございますので、5分程度休憩で。

(午前 11 時 30 分休憩)

(午前 11 時 34 分再開)

○鏡部会長 少し早いですけど、集計結果が出たようなので、始めさせていただきます。

それでは、事務局からご報告をお願いします。

○白井保健福祉総務課長 それでは、千葉市大宮学園の指定管理予定候補者の選定に係る審査結果について、ご報告いたします。千葉市大宮学園の指定管理予定候補者につきまして、全委員が全ての項目を「○」と評価したため、適格となります。

以上でございます。

○鏡部会長 ありがとうございます。ただいまの結果を受けて、ご意見ございますか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、当部会としては、事務局のご報告のとおり、応募事業者を千葉市大宮学園の指定管理予定者として選定いたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○鏡部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、選定理由として、提案内容が優れている点や、工夫が見られる点のほか、留意してほしい点など、具体的なご意見をいただければと思います。

内容的には、これまでと同じように、社会福祉協議会が実施をしているということなので、財政的な安定について挙げていただけたらいかかなど。それから、同種の施設の管理運営経験が豊富で、ノウハウを持っていること等が優れている点として挙げられるかと思えます。

それから、留意してほしい点については、先ほど少しありましたけど、災害に対する備えが徹底しているというようなことは、留意点として挙げていいかなというふうに思います。よろしいでしょうか。

では、そのとおり意見とさせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

それでは、議題(3)を終了したいと思います。本日予定されておりました議事につきましては、以上で終了いたしました。

最後に、事務局から連絡事項などございますか。

○白井保健福祉総務課長 長時間のご審議ありがとうございました。今後の予定でございますけれども、本日の選定結果につきまして、鏡部会長から指定管理者選定評価委員会の高橋会長に報告していただく形となります。その後、高橋会長から市長に答申をするといった流れになります。

千葉市では、委員会からの答申を受けまして、指定管理予定候補者を決定し、応募事業者を選定結果を通知するとともに、選定結果を公表させていただきます。また、当該事業

者と仮協定を締結いたします。

その後、11月26日に開会予定でございます令和2年第4回千葉県議会定例会におきまして、指定管理者の指定に係る議案を提出することとなります。議決された場合に、本協定を締結し、令和3年4月から5年間の指定管理委託が始まることとなります。

今後の流れ、予定につきましては、以上でございます。

○鏡部会長 ありがとうございました。

ただいまのご説明についてはご質問、よろしいですね。

ありがとうございます。それでは、これもちまして、「令和2年度千葉県保健福祉局指定管理者選定委員会第2回障害者施設等部会」を閉会したいと思います。ご協力ありがとうございました。